

【問1】特別区における廃棄物の分類に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 建設業者が民家を解体したときに生じた木くずは事業系一般廃棄物に分類される。
2. 事務所から排出される廃プラスチック類は事業系一般廃棄物に分類される。
3. 貨物の流通のために使用した木製パレットは事業系一般廃棄物に分類される。
4. 新築工事に伴って生じた紙くずは事業系一般廃棄物に分類される。
5. 小売店から排出される天然繊維くずは事業系一般廃棄物に分類される。

【問2】特別区における一般廃棄物処理のしくみに関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 事業者自ら運搬する場合は、特別区の許可を受けることによって廃棄物を指定処理施設に搬入することができる。
2. 自動車用タイヤの販売を業として行う者が、当該業を行う区域において、その物品が一般廃棄物となったものを適正に処分する場合は、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。
3. 再生利用されることが確実であると都知事が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって都知事の指定を受けた場合は、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。
4. 専ら再生利用の目的となる古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、空きびん類、古繊維のみの処分を業として行う場合、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。
5. 都道府県がその業務として一般廃棄物の処分を行う場合、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。

【問3】東京都、清掃一組、清掃協議会及び各区の一般廃棄物清掃事業における役割分担に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 清掃工場等の整備・管理・運営は清掃一組の役割である。
2. 分別収集計画の策定は各区の役割である。
3. ごみの再利用、資源化の推進は各区の役割である。
4. 容器包装廃棄物の分別収集の実施は清掃一組の役割である。
5. 区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的援助は東京都の役割である。

【問4】一般廃棄物処理の許可制度に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 環境大臣の認定を受けて、金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）の再生利用を行う者が処分を業として行う場合、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。
2. 環境大臣の認定を受けて環境省令で定める一般廃棄物の広域的な処理を行う者から委託を受け、当該認定に係る処理を業として行う場合は、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。
3. 一般廃棄物の処理（自己処理を除く。）は、原則的には、都道府県（ただし、特別区の場合は各区。）の固有事務である。
4. 市町村の委託を受けて、一般廃棄物の処分を業として行う場合、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。
5. 造園業者が自ら剪定した木くずの処分を行う場合、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。

【問5】環境大臣の認定を受けて一般廃棄物の広域的な処理を行う者が、処分を業として行うことができる品目のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 廃FRP船
2. 廃プラスチック類
3. 廃二輪自動車
4. 廃消火器
5. 廃火薬類

【問6】他の法令により、一般廃棄物処理業の許可を要しないとする廃掃法の特例を定めている場合がある。下記の法令のうち、この特例規定を定めていないものを選びなさい。

1. 循環型社会形成推進基本法
2. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
3. 特定家庭用機器再商品化法
4. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
5. 使用済自動車の再資源化等に関する法律

【問7】特別区では一般廃棄物処理業の許可対象廃棄物を7種類に分類している。同じ種類に分類される廃棄物の組合せのうち、誤っているものを選びなさい。

1. 野菜くずと転居廃棄物
2. 木くずと生理汚物等の事業系一般廃棄物の焼却残灰
3. 液晶式テレビジョン受信機とパーソナルコンピュータ
4. 繊維くずと紙くず
5. 建築物の排水槽から発生するし尿を含む汚でいと事業系の仮設便所から発生するし尿

【問8】特別区における一般廃棄物処分業の許可手続きにおいて、正しいものを選びなさい。

1. 新規許可申請を行う場合、1部の申請書（添付書類1部）で複数区の許可を同時に申請することはできない。
2. 更新許可申請を行う場合、添付書類として施設の写真が必要であるが、申請前6ヵ月以内に撮影されたものに限る。
3. 更新許可申請を行う場合、旧許可証は返却しなくてもよい。
4. 特別区内において初めて業の許可を申請するときは、清掃協議会へ事前相談をする。
5. 新規許可申請・更新許可申請ともに、郵送により申請することができる。

【問 9】 一般廃棄物の処分を行う場合に、廃掃法による処理料金の制限が適用されるものを選びなさい。

1. 特定家庭用機器廃棄物の処分に関する手数料
2. 転居廃棄物の処分に関する手数料
3. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律で規定する食品循環資源の処分に関する手数料
4. ごみ容器を貸与する場合の対価
5. 医療機関等から排出される廃棄物のうち感染性一般廃棄物の処分に関する手数料

【問 10】 特別区における一般廃棄物処分業の許可要件に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 処分(埋立処分を除く。)を業として行う場合、規則の規定により、一般廃棄物の処分先を確保すること。
2. 各区による一般廃棄物の処分が困難であること。
3. 新規許可の申請者が法人である場合には、その代表者又は役員(会計参与、監査役及び監事を除く。)若しくは政令第4条の7に定める使用人が、区長が定める試験に合格していること。
4. 更新許可の申請者が個人である場合には、当該申請者(政令第4条の7に定める使用人を含む。)が、区長が別に定める講習会を修了していること。
5. 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

【問 1 1】 環境省令第 1 条の 7 に定める一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が摂氏 800 度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
2. 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
3. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
4. 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態であること。
5. 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、定量ずつ廃棄物を投入することができるものであること。

【問 1 2】 環境省令第 1 条の 7 の 2 に定める一般廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、熱分解室内への空気の流入を調整することにより、廃棄物を燃焼させるものであること。
2. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合以外は、一般廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。
3. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、燃焼室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。
4. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること。(圧力については、減圧を行う場合に限る。)
5. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、処理に伴って生じた残さは、沈殿を防ぐためにただちにろ過できるものであること。

【問 1 3】ダイオキシン類対策特別措置法における特定施設の設置事業者に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 事業者は、特定施設から排出される排出ガス及び排出される水について、半年ごとに1回以上の測定を行い、この結果を都道府県知事に報告しなければならない。
2. 事業者は、特定施設から排出される排出ガス及び排出される水について、毎年1回以上の測定を行い、この結果を当該区を管轄する区長に報告しなければならない。
3. 事業者は、特定施設から排出される排出ガス及び排出される水について、毎年2回以上の測定を行い、この結果を当該区を管轄する区長に報告しなければならない。
4. 事業者は、特定施設から排出される排出ガス及び排出される水について、半年ごとに1回以上の測定を行い、この結果を当該区を管轄する区長に報告しなければならない。
5. 廃棄物焼却炉を設置している事業者は集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻について、毎年1回以上の測定を行い、この結果を都道府県知事に報告しなければならない。

【問 1 4】環境大臣の定める焼却又は熱分解の方法に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。
2. 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
3. 煙突の先端から火炎が排出されないように焼却すること。
4. 煙突の先端から日本工業規格D 8 0 0 4に定める汚染度が5%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
5. 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

【問 1 5】ダイオキシン類対策特別措置法の規制の対象となる廃棄物焼却炉(特定施設)の規模に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 火床面積 2 m²以上または焼却能力 1 0 0 kg/時以上
2. 火床面積 2 m²以上または焼却能力 2 0 0 kg/時以上
3. 火格子面積 2 m²以上または処理能力 5 0 0 kg/日以上
4. 火格子面積 0. 5 m²以上または焼却能力 5 0 kg/日以上
5. 火床面積 0. 5 m²以上または焼却能力 5 0 kg/時以上

【問 1 6】特別管理一般廃棄物に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
2. 特別管理一般廃棄物を収納した運搬容器に、その収集又は運搬に係る特別管理一般廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を表示している場合には、その収集又は運搬時に当該事項を記載した文書を携帯しなくてもよい。
3. 特別管理一般廃棄物の積替えを行う場合、環境省令で定める場合を除き、積替えの場所には、特別管理一般廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
4. 特別管理一般廃棄物の埋立処分は、環境大臣が定める方法によって行わなければならない。
5. 特別管理一般廃棄物を収納する運搬容器は、特別管理一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

【問 1 7】 感染性一般廃棄物の処分又は再生を行う場合に、その感染性を失わせる方法のうち、環境大臣の定める方法として誤っているものを選びなさい。

1. 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法
2. 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法
3. 熔融設備を用いて熔融する方法
4. 熱分解設備を用いて炭化する方法
5. 焼却設備を用いて焼却する方法

【問 1 8】 感染性一般廃棄物を排出する医療関係機関等に該当しないものを選びなさい。

1. 介護老人保健施設
2. 薬学系大学
3. 医薬品製造工場
4. 助産所
5. 飼育動物診療施設

【問 1 9】特別区において一般廃棄物処分業を行う場合、作業台帳に記載すべき事項のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 処分（埋立処分を除く。）後の一般廃棄物の持出先ごとの持出量
2. 受入年月日又は処分年月日
3. 受け入れた場合は、受入先ごとの受入量
4. 搬入車両の自動車登録番号
5. 処分した場合には、処分方法ごとの処分量

【問 2 0】特別区において一般廃棄物処分業を行う場合、廃掃法第 7 条第 1 5 項に規定する帳簿等に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 各事業場の帳簿は、主たる事務所に一括して備えること。
2. 処分の内容を明記した処理伝票を収集運搬業者に発行すること。
3. 帳簿は、閉鎖後 3 年間、事業場ごとに保存すること。
4. 帳簿は、毎月末締め、月計が 2 月以上にわたるときは累計を記入し、1 年ごとに閉鎖すること。
5. 処理伝票類は、事業場ごとに 3 年間保存すること。

【問 2 1】 廃掃法における特別管理一般廃棄物に該当しないものを選びなさい。

1. 保健所から発生する感染性一般廃棄物
2. ポリ塩化ビフェニルを使用した部品を含む廃蛍光管
3. ダイオキシン類の含有量が基準を超えるダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉からのばいじん
4. ダイオキシン類の含有量が基準を超えるダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設からの汚泥
5. ごみ処理施設からのばいじん(集じん施設で集められたもの)

【問 2 2】 特別区において一般廃棄物処分業を行うにあたって、遵守しなければならない事項のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 作業台帳を備え、搬入車両ごとに定められた事項を記載し保存すること。
2. 一般廃棄物の処分を他人に委託しないこと。
3. 許可証は、事務所又は事業所に備え置くこと。
4. 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
5. 許可証を他人に貸与しないこと。

【問 2 3】特別区における一般廃棄物処理業の手続きに関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 業を廃止した場合、廃止後 10 日以内に、業の廃止届の提出が必要である。
2. いずれかの区で処分業の許可を有する者が、新たに別の区の処分業の許可を得ようとする場合、変更許可申請の手続きが必要である。
3. 許可証を紛失し、又はき損した場合は、直ちに許可証再交付申請書の提出が必要である。
4. 取り扱う一般廃棄物の種類を増加する場合は、事前相談のうえ変更前に、変更許可申請の手続きが必要である。
5. 欠格要件に該当した場合は、欠格要件に該当後 2 週間以内に、欠格要件に係る届出書の提出が必要であり、欠格要件に該当した旨を証する書類を添付し提出する。

【問 2 4】特別区における一般廃棄物処理業の手続きに関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 処分先を変更する場合は、変更後 10 日以内に、変更届の提出が必要である。
2. 更新許可申請は、許可期間が満了する日の 2 ヶ月前までに行うこと。
3. 処分方法を変更する場合は、事前相談のうえ変更前に、変更許可申請の手続きが必要である。
4. 取り扱う一般廃棄物の種類の減少がある場合は、事前相談のうえ変更前に、変更許可申請の手続きが必要である。
5. 法人名称を変更する場合は、事前相談のうえ変更前に、変更承認申請の手続きが必要である。

【問 2 5】 廃掃法第 7 条に規定する欠格条項に該当しない者を選びなさい。

1. 廃掃法に基づく処分の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から 5 年を経過しない者
2. 廃掃法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
3. 破産者で、復権を得てから 5 年を経過しない者
4. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から 5 年を経過しない者
5. 悪臭防止法に基づく処分の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から 5 年を経過しない者

【問 2 6】 一般廃棄物処理業者への行政処分及び罰則に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 廃棄物の処理について守るべき義務に違反した場合には、行政処分とは別に刑事罰が科せられることがある。
2. 法に違反する行為をし、情状が特に重いとき、又は事業の停止命令に違反したときは、区長はその許可を取消さなければならない。
3. 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合には、事業の停止命令等の行政処分及び罰則が科せられることがある。
4. 一般廃棄物処理業者が法人の場合、代表者や従業員が違反行為を行ったときには、行為者のみが処罰される。
5. 法令に定められた基準に適合しない処分を行っている場合、区長は期限を定めて廃棄物の処分の方法の変更、その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

【問 2 7】 廃掃法に規定されている罰則のうち、懲役の対象となる違反行為に該当するものを選びなさい。

1. 違法に廃棄物を焼却しようとしたとき。
2. 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
3. 帳簿に虚偽の記載をしたとき。
4. 業務の廃止又は諸事項の変更の届け出をせず、又は虚偽の届け出をしたとき。
5. 求められた報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。

【問 2 8】 廃掃法に規定されている法人に対する罰則のうち、3億円以下の罰金と定められているものを選びなさい。

1. 自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の処分を業として行わせたとき。
2. 措置命令に違反したとき。
3. 事業停止命令等に違反したとき。
4. 改善命令に違反したとき。
5. みだりに廃棄物を捨てたとき。

【問 2 9】特別区における感染性廃棄物の取扱いに関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等は、感染性廃棄物と同等の取扱いをする。
2. 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を取り扱える場合に限る）の許可を受けている業者は、感染性一般廃棄物を取り扱うことができる。
3. 滅菌処理されていない感染性一般廃棄物を処理するには、取り扱う一般廃棄物の種類において「感染性一般廃棄物」の許可が必要である。
4. 法令等で定められた方法により滅菌処理し、感染のおそれが無くなった一般廃棄物については、一定規模の医療関係機関から排出されたものに限り、指定処理施設で受け入れることができる。
5. 医療関係機関から排出される廃棄物が感染性であるかどうかは、形状、排出場所、感染症の種類の観点から判断される。

【問 3 0】特別区における感染性廃棄物の取扱いに関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 指定処理施設に持ち込む非感染性一般廃棄物については、各区の医療廃棄物取扱要綱等により、当初から非感染性の一般廃棄物は「非感染性廃棄物」と記した青色のステッカーを、滅菌処理したものは「滅菌処理済」と記した緑色のステッカーを貼付することになっている。
2. ホルマリン漬臓器等は感染性廃棄物と同等の取り扱いとする。
3. 血漿は感染性廃棄物と同等の取り扱いとする。
4. 感染症患者の紙おむつは、血液が付着しておらず、汚物が取り除かれていても、指定処理施設では受け入れていない。
5. 血液等が付着していない医療器材としての注射針は、感染性廃棄物と同等の取り扱いとする。

【問3 1】 廃掃法第7条に規定されている一般廃棄物処理業に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 一般廃棄物処分業の許可が更新されたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算する。
2. 一般廃棄物処分業の許可の更新の申請があった場合において、許可の有効期間満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
3. 一般廃棄物処分業の許可は5年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
4. 市町村長は、一般廃棄物処分業の許可の申請内容が一般廃棄物処理計画に適合していると認められなければ、その許可をしてはならない。
5. 市町村長は一般廃棄物処分業の許可の申請がなされたときは、当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

【問3 2】 廃掃法第7条に規定されている一般廃棄物処理業に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 一般廃棄物処分業を行おうとする者に対し、当該業を行う区域を管轄する市町村長は、業の許可に際しては生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
2. 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う事業者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受ける必要はない。
3. 一般廃棄物処分業の許可を受けた者は一般廃棄物の処分につき、当該業を行う区域を管轄する市町村が条例で定める処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。
4. 一般廃棄物処分業の許可を受けた者は、一般廃棄物処理基準に従い、一般廃棄物の処分を行わなければならない。
5. 一般廃棄物処分業の許可を受けた者は、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載した帳簿を作成し、これを市町村長に提出しなければならない。

【問33】 廃掃法第7条の3の規定に基づき、市町村長が期間を定めて一般廃棄物処分業の事業の全部又は一部の停止を命ずることができる場合に該当しないものを選びなさい。

1. 廃掃法に基づく処分に違反する行為をしたとき。
2. 他人に対して、廃掃法に基づく処分に違反する行為をすることを唆したとき。
3. 他人が、廃掃法に基づく処分に違反する行為をすることを助けたとき。
4. 処分の事業の一部の廃止を市町村長の許可なく行ったとき。
5. 事業の用に供する施設が、廃掃法第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。

【問34】 廃掃法第7条の4第1項の規定に基づき、市町村長が一般廃棄物の処分業の許可を取り消さなければならないとされているものを選びなさい。

1. 不正の手段により処分の事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
2. 一般廃棄物処分業の事業の用に供する施設の能力が、廃掃法に規定する基準に適合しなくなったとき。
3. 廃掃法第7条第11項の規定により当該許可に付した、生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。
4. 条例で定める処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けたとき。
5. 廃掃法第19条の3に基づく改善命令に違反したとき。

【問 3 5】 廃掃法第 8 条及び第 8 条の 2 に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設内の環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。
2. 申請者が、廃掃法第 7 条第 5 項第 4 号に規定する欠格条項に該当しないこと。
3. 一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が市町村長の定める技術上の基準に適合していること。
4. 一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。
5. 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして市町村長の定める基準に適合するものであること。

【問 3 6】 一般廃棄物の処分又は再生に当たり、政令において環境大臣の定める方法により行わなくてもよいものを選びなさい。

1. し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合
2. 一般廃棄物の熱分解を行う場合
3. 一般廃棄物の発酵をする場合
4. 特定家庭用機器一般廃棄物の再生又は処分を行う場合
5. 一般廃棄物を焼却する場合

【問37】環境省令第2条の4に規定する一般廃棄物処分業の許可の基準に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 申請者は、一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
2. 一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
3. 浄化槽に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。
4. 一般廃棄物の処分を業として行う場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設を有すること。
5. 申請者は、一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

【問38】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条に定義する再生利用に該当しないものを選びなさい。

1. 食品循環資源をメタンの原材料として利用するために、譲渡すること。
2. 他人に委託して食品循環資源を炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤の原材料として利用すること。
3. 自ら食品循環資源を油脂の原材料として利用すること。
4. 他人に委託して食品循環資源を飼料の原材料として利用すること。
5. 自ら食品循環資源を熱を得ることに利用すること。

【問39】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律についての記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第2条第5項第1号の政令で定める製品（特定肥飼料等）の製造を業として行う者は、その事業場について、都道府県知事の登録を受けることができる。
2. 特定肥飼料等の製造を業として行う者が、その事業場について受ける登録は2年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
3. 登録再生利用事業者でない者は、登録再生利用事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
4. 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施前に、当該再生利用事業に係る料金を定め、都道府県知事に届け出なければならない。
5. 都道府県知事の認定を受けた認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬を業として行う者は廃掃法第7条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができる。

【問40】都民の健康と安全を確保する環境に関する条例についての記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 工場においては、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動又は粉じんを発生させる作業をしてはならない。
2. 何人も、夜間（午後8時から翌日の午前6時までの間をいう。）においては、道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。
3. 事業者は、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならないが、都民はこれに協力する必要はない。
4. 条例施行規則で定める規模以上の工場を設置している者は、公害防止管理者を選任し、作業の方法、施設の維持等について当該工場から公害を発生させないよう監督を行わせなければならない。
5. 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業者の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

以降の記述式問題の解答は、マークシート解答用紙裏面の解答欄に記入すること。

【問4 1】 廃掃法第2条の3に規定されている国民の責務に関する条文について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

国民は、廃棄物の排出を抑制し、①等により廃棄物の②を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく③すること等により、廃棄物の減量その他④に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

〔語群〕

【 再生品の使用 再利用の促進 再利用 再生利用 リサイクル 自ら処分
その適正な処理 分別への協力 】

【問4 2】 廃掃法第16条の2に規定されている焼却禁止について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

①、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。
一 一般廃棄物②、特別管理一般廃棄物②、産業廃棄物②又は特別管理産業廃棄物②に従って行う廃棄物の焼却
二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
三 公益上若しくは③やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が④である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

〔語群〕

【 廃棄物処理業者は 何人も 処理基準 焼却基準 社会の慣習上 緊急上 軽微 重大 】

【問4 3】政令第5条に規定されている一般廃棄物処理施設に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、①当たりの処理能力が②以上（焼却施設にあつては、1時間当たりの処理能力が③以上又は火格子面積が④以上）のごみ処理施設とする。

（以下略）

〔語群〕

【 1時間 1日 5トン 10トン 400キログラム 200キログラム
1平方メートル 2平方メートル 】

【問4 4】廃掃法第21条の2第1項に規定されている事故時の措置に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

一般廃棄物の①又は産業廃棄物の①で政令で定めるもの（以下この項において「②」という。）の設置者は、当該②において（略）処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは③が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続きその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を④に届け出なければならない。

〔語群〕

【 資源化施設 処理施設 特定処理施設 特定資源化施設 悪臭 気体 市町村長
都道府県知事 】

【問 4 5】循環型社会形成推進基本法第 2 条第 7 項に規定されている定義に関する記述について、
□に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

この法律において「□①」とは、□②の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその□③のあるものを□④を得ることに利用することをいう。

〔語群〕

【 熱回収 熱利用 天然資源 循環資源 おそれ 可能性 熱 高温 】

【問 4 6】特定家庭用機器再商品化法第 2 条に規定されている定義に関する記述について、
□に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

- (1) 機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、自らこれを□①又は原材料として利用する行為は、再商品化に該当する。
- (2) 機械器具が廃棄物となったものから分離した部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであって、□②の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを□③を得ることに自ら利用する行為は、□③回収に該当する。
- (3) 特定家庭用機器を□④する行為のほか、輸入する行為及び輸入する行為を他の者に対し委託する行為は、□④等に該当する。

〔語群〕

【 再使用 製品の部品 燃焼 焼却 余熱 熱 製造 販売 】

【問 4 7】 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 4 条に規定されている事業者及び消費者の責務に関する条文について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

事業者及び消費者は、①又は調理の方法の改善により②等の③に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた④により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならない。

〔語群〕

【 食品の流通 食品の購入 食品廃棄物 食品資源物 発生の抑制 発生の促進
資源の利用 製品の利用 】

【問 4 8】 廃掃法第 1 9 条に規定されている立入検査に関する記述について、に入る語を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

①又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の②の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物（中略）に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理（中略）に関し、③その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を④で収去させることができる。

（以下略）

〔語群〕

【 環境大臣 都道府県知事 関係者 事業者 帳簿書類 図面 有償 無償 】

【問49】都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第85条に規定されている表示板の掲出に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

第81条第1項の規定による①を受けた者は、規則で定めるところにより、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、②の名称、③、公害の防止に関する④その他知事が必要と認める事項を記載した表示板を、当該②の公衆の見やすい場所に掲出しておかなければならない。

〔語群〕

【 認可 許可 事業場 工場 許可年月日 認可年月日 許可事項 遵守事項 】

【問50】東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例第2条第2項に規定されている用語の意義に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

- (1) 家庭廃棄物とは、一般の①に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、②以外の廃棄物を事業系一般廃棄物という。
- (3) 組合が管理運営する③を処理施設という。
- (4) 組合が管理運営する④を公共下水道に投入するための施設を投入施設という。

〔語群〕

【 家庭生活 日常生活 事務所廃棄物 産業廃棄物 ごみ処理施設 粗大ごみ施設 し尿浄化槽汚でい 】